

立教大学認定校留学制度要項

2020年1月

2020年8月更新

国際センター

1. はじめに

認定校留学制度を利用した留学を検討する者は、制度の趣旨を十分に理解の上、出願期間中に必要な書類を、個人の責任において準備してください。

2. 認定校留学制度とは

本制度は、「協定校派遣留学制度によらず学生個人が留学先大学の入学許可を取得した留学計画に対し、本学が正式な認可を付与する」ものです。認可を受けるためには各学部・研究科の承認を得る必要があります。

そのため、認定校留学として認可を受けた場合、学籍や履修科目等について協定校派遣留学制度に準じた取り扱いとなり、本学が支給するグローバル奨学金制度の対象にもなります。一方で渡航前オリエンテーションへの参加や、留学期間中は立教大学への月例報告や立教大学の指定する海外旅行保険加入の義務が生じます。

本制度の積極的な利用により、皆さんの国際交流、異文化理解が促進されることを期待しています。

3. 認定校留学制度申請から渡航までの流れ

- (1)指定された出願期間までに、各自で留学先から入学許可を受ける（業者利用可）
- (2)指定された出願期間内に国際センターへ指定された書類を提出する
- (3)提出書類に基づき、対象機関判定を国際センターが行う
- (4)対象機関と判定された留学は、所属学部において審議し、諾否を決定する
- (5)合格発表後、国際センターの実施するオリエンテーションに参加
※オリエンテーションの日程は後日発表する公示にて確認すること。
- (6)オリエンテーションで説明する学内手続きを完了させる
- (7)各自で渡航準備（航空券購入、保険加入、ビザの手配等）
- (8)渡航前の報告を行い渡航

※出願前に認定校留学の対象となるかの事前審査は行えませんので、ご自身が参加するプログラムが、次ページの「5.対象となる留学条件」に合致するか確認を行ってください。

4.出願資格*1,2,3,4,5

▶学部生：留学時在学2年目以上*6

▶大学院生：留学時の在学年数については制限を設けない

*1：出願時に本学学部または大学院に在学し、留学期間中、本学学部または大学院に在籍する者。

*2：休学中の者の出願不可。

*3：本人が書類を提出し、指定された立教大学内のオリエンテーションに参加できること（代理提出・代理出席、郵送による出願はいずれも不可）。

*4：新たに留学を開始する者（留学途中からの認定校留学への変更は不可）。

*5：出願期間中に提出書類を揃えることができる者。

*6：出願時1年生の場合、現地オリエンテーションが4月1日以降に開始するものは対象となりますが3月までにオリエンテーションが始まるものは対象外。

5. 対象となる留学条件

(1)留学機関の条件

学位授与権のある大学または高等教育機関、および大学付属の語学学校に限ります。短期大学、コミュニティカレッジ、専門学校、一般の語学学校は対象外となります。

一般的な4年制大学が前提となりますが、例えばニュージーランドのように国の教育審査局より私立高等教育機関として認定される機関の場合には対象となります。

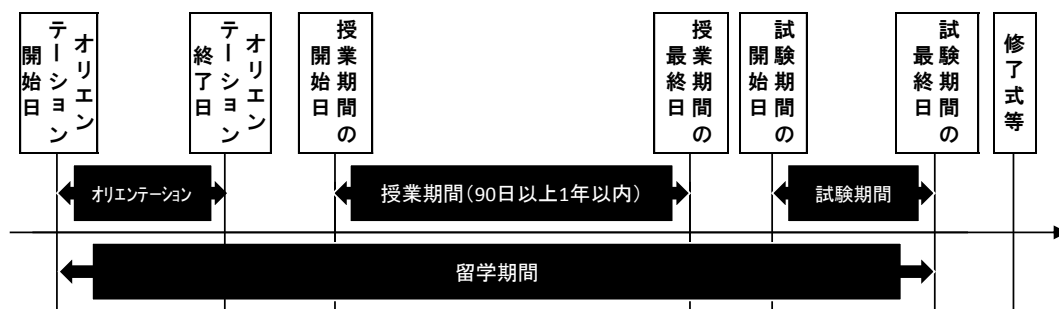
なお、民間語学学校が大学の施設を利用して語学授業を開催している場合がありますが、原則として対象外となります。

(2)授業期間の条件

授業開始日から授業終了日が90日以上～365日以内であること。授業期間とは、オリエンテーションや試験期間を除く授業が実施される期間を指します。

授業日数が90日未満の留学は、認定校留学制度の対象外となります。また365日を超える場合には、出願期間より前に国際センターに相談に来てください。

■留学期間と授業期間について



(3) 渡航地域の条件

外務省の発令する海外安全渡航情報の危険レベル 1 以下の国・地域を対象とします。レベル 2 以上の地域への留学は認定校として認められません。認定校留学制度として認定後にレベル 2 となった場合には、渡航自粛指示を行うとともに、認定校留学を取り消すことがあります。また渡航後にレベル 2 となった場合には帰国勧奨をいたします。帰国勧奨に従わない場合には認定校留学の取り消しを行うことがあります。なお、帰国勧奨に伴う帰国費用は、自己負担となります。

なお、危険レベル 1 の国・地域については別途面談等を実施する場合があります。

6. 出願手続きについて

(1) 出願期間

認定校留学制度へ出願をする者は指定された期間の国際センター開室時間中に提出書類をすべてそろえて提出すること。

現地オリエンテーションの開始日に応じて出願期間が異なるため十分に注意すること。
なお、オリエンテーション開始日は、授業開始よりも前に始まるのが一般的なため、出願時期には十分注意すること。

下記取り消し線は募集中止となりました。d)の募集については11月下旬に決定します。

	オリエンテーション開始日	出願期間
a)	2020年5月1日～2020年7月31日	2020年3月16日～3月19日
b)	2020年8月1日～2020年10月31日	2020年5月18日～5月22日
e)	2020年11月1日～2021年1月31日	2020年9月14日～9月18日
d)	2021年2月1日～2021年4月30日	2020年11月16日～11月20日 (変更) 2020年12月4日～12月8日

*a), c)のオリエンテーション期間で留学を開始する者は、当該学期の立教大学での履修が全て取り消しになるので十分に注意すること。例えば7月22日に開始する場合、立教大学内での期末試験が全て終了していても履修取り消し(単位修得不可)となる。

※2020年度に限りa)でも7月23日以降の出発は履修取り消しにはならない。

*c)期間の国際センター窓口は9:00-16:00の時間短縮のため注意すること。

*オリエンテーション開始日と、授業開始日は異なるので注意すること。

(2) 提出先：各キャンパスの国際センター

(3) 提出書類について

所定期日までに以下の書類を池袋・新座キャンパスいずれかの国際センター窓口本人が提出すること。(郵送・代理提出不可)

- 1) 認定校留学申請書 (国際センター所定用紙) ※Web からダウンロード
- 2) 留学先入学願書 (コピー可)
- 3) 留学先学校案内および履修要項等 (コピー可)
- 4) 留学先 Academic Calendar (コピー可)
- 5) 留学先入学許可書 (コピー可)

- 6) 本学成績証明書（和文・英文のいずれかのコピー可）
- 7) 認定校留学先情報（国際センター所定用紙） ※Web からダウンロード
- 8) 指導教員による推薦状（大学院生のみ）

* 上記書類が和文または英文以外の場合には和訳を添付すること（出願者の翻訳可）。

* 国際センター開室時間以外ならびに提出期間以外の受付は一切行わない。

* 入学許可書が国際郵便などの理由により間に合わない可能性がある場合、留学先大学からの入学許可が出ていることを証明できる文書（例えば現地コーディネーターからのメール）をもって仮受付をする場合がありますので、必ず出願期間の開始前までに国際センターに申し出てください。

* 入学審査中により入学許可書がおりにない者は、出願資格はありません。

7. 学内手続き

(1) 学籍

「在学留学」または「休学留学」を選択できる。ただし、留学途中の変更はできない。「在学留学」・「休学留学」の選択は、出願期間によって異なるが、出願後 2 週間程度以内が目安となる。

(2) 単位認定

「在学留学」の場合、本学学則および本学大学院学則により認定する場合がある。詳細は STUDY ABROAD を参照すること。

(3) 学内の科目履修に関する注意事項

協定校派遣留学に準じて行います。出願前に必ず STUDY ABROAD の「大学の留学制度のルール・特則」を確認し、必要に応じて教務事務センター等へ相談すること。

8. 費用等

(1) 奨学金

「立教大学グローバル奨学金」・「立教大学校友会成績優秀者留学支援奨学金」へ申請資格有り。申請期間は、留学開始日（現地オリエンテーションの開始日）によって異なるので、各自で確認すること。

グローバル奨学金の要項は、SPIRIT > 「学費・奨学金」 > 「奨学金」 > 「立教大学の奨学金（グローバル奨学金・校友会成績優秀者留学支援奨学金）」を参照すること。

(2) 海外旅行保険

認定校留学生に決定した学生は、本学指定の海外旅行保険への加入を必須とする。手続きは渡航前のオリエンテーションにて説明する。10 カ月の費用は 12 万円程度の見込み。

(3)学費

「在学留学」を選択した場合には半期ごとに立教大学に学費を全額納入する必要がある。
「休学留学」を選択した場合には半期ごとに 6 万円の在籍料の納入の必要がある。現地の学費は各自で確認すること。

9. 認定校留学生の義務

認定校留学生には以下の義務が生じます。以下の手続きを怠った場合、認定校留学の取り消しとなる場合があります。

①候補者手続き説明会への出席

出願期間の 1 か月程度前に **Web** で日程が公開されます。

②誓約書の提出

保証人の留学許可を得たうえで、認定校留学生の義務を順守する旨の誓約書を提出する必要があります。

②渡航前危機管理オリエンテーションへの出席

6 月末または 1 月中旬のいずれかに出席することになります。

③大学の指定する保険への加入

大学の包括保険（**Ji** 保険）へ加入が必須です。

④毎月 1 回の月例報告（1 年の場合には中間報告提出含む）

毎月 **Blackboard** にて報告をする義務があります。

⑤帰国後の報告書提出

留学終了の報告書の提出が必要です。

この他に学内の手続きとして「留学願」、「帰国届」、「単位認定申請」等の必要な手続きがありますが、上記の義務について、具体的な手続きについては、①候補者手続き説明会において説明いたします。